

一般質問通告書

令和7年第4回定例会において、下記の事項について一般質問を行いたいのので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和7年11月17日

議員氏名

北村 富男



海津市議会議長 様

受領番号 第 6 号

受領日時 令和 7年11月17日 10:30

要旨 1 空き家対策と空家等管理活用支援法人について

質問相手 市長

要旨 2 ふるさと納税制度の現状と今後の取組みについて

質問相手 市長



質 問 内 容

1, 空き家対策と空家等管理活用法人について

近年、全国的に空き家が増加し、地域の安全や景観、そして住環境の悪化が社会問題となっています。本市でも、人口減少・高齢化・相続未処理といった課題が重なり、空き家の増加が避けられない状況にあります。

市内の各地域を歩いておりますと、「庭木が生い茂り通学路の見通しが悪くなっている。」「台風時には屋根瓦が落ちてこないか心配だ。」「どこに相談したらよいか分からない。」「近所の空き家が怖い、持ち主にも言いづらい。」といった声を、市民の皆さまからお聞きます。こうした不安は、日々の暮らしの安心を揺るがす重大な課題であります。

これまでも、空き家に関する様々な一般質問が行われてきましたが、行政としてもこれまで対策を進めてこられ、その一環として「海津市空家等対策協議会」を設置され、庁内関係部局と外部有識者が連携しながら議論を進められていることに敬意を表します。

しかしながら、現段階で 市全体の空き家実態調査がまだ実施されておらず、全体像が把握しきれていない という現状があります。

空き家対策は、実態の把握がすべての起点であります。何軒あるのか、どの場所に集中しているのか、安全性はどうか、利活用の見込みはあるのか、こうした基礎データが揃わなければ、予算の重点化も、支援制度の最適化も、計画的な除却も困難となります。

また、国は法改正により「管理不全空き家」の新設、固定資産税の特例解除、代執行手続の明確化など、自治体に対してより踏み込んだ対応を求める方向に舵を切っております。いわば、自治体が主体となって積極的に動く時代へと移行しています。そのためには、従来の行政内だけでの対応では限界が見えています。

空き家というのは、所有者不明、相続未登記、遠方在住、高齢化による管理困難など、社会構造が複雑に絡む問題です。

市民の皆さまからは、「相続手続きの仕方が分からない。」「解体費が高くて踏み出せない。」「売りたいが買い手が見つからない。」というような切実な相談が寄せられていますが、これらは行政だけで完結できるものではありません。

そこで重要になるのが 外部専門家との連携強化、そして官民連携による委託活用 であります。

本市においても、空家等対策協議会という基盤を生かし、専門家・アドバイザーとの協働をさらに進めることで、市民の困りごとに対し実務レベルで手を差し伸べる支援が可能になると考えます。特に、司法書士・弁護士・建築士・不動産の専門家が連携し、相談から解決まで伴走する体制を整備することは、相続問題や法的手続きが壁となっているケースの解消に大きく寄与します。また、空き家バンクの運営に民間の力を取り入れることで、登録数・成約数の向上だけでなく、リノベーション需要の掘り起こしや移住促進にもつながる可能性があります。実態調査の段階から民間事業者や専門機関に委託する自治体も全国では広がっており、調査・データ管理・相談支援を包括的に進める「ワンストップ型」の官民連携モデルが成果を上げ始めています。

本市においても、調査に着手していない現段階は大きな転換点であり、行政がすべてを抱え込むのではなく、むしろ 外部との協働を戦略的に組み合わせながら、市民の皆さまに寄り添う空き家対策の仕組みを構築する絶好の機会だと考えます。

こうした視点から、本市が今後どのように空き家対策を進め、市民の不安の解消と地域の魅力向上につなげていくのかについて、2点質問いたします。

①令和5年3月作成の第2期海津市空家等対策計画に基づく、空き家対策のこれまでの取り組みと成果、また、今後の課題や改善に向けた具体的な取組方針について、お聞かせください。

②令和7年第2回定例会一般質問において、空き家の利活用について、公民連携を進めて行くと答弁ございましたが、空家等管理活用支援法人との連携のスケジュールはどのように考えられているのか。また、支援法人はどのような業務を担う予定なのか、空家等の管理・活用事業として期待している点は何かお聞かせください。

2, ふるさと納税制度の現状と今後の取組みについて

ふるさと納税制度は、都市部に集中する税収の一部を地方に還元し、地域の自主財源確保と活性化を図ることを目的として 2008 年に創設されました。制度開始以降、全国の自治体が創意工夫を凝らし、返礼品の充実や地域資源の発信を通じて寄附を呼び込み、地域経済の活性化や財源確保の手段として一定の成果を上げてきました。

本市においても、飛騨牛をはじめとする地場産品を返礼品に活用し、ふるさと納税を通じた自主財源確保に取り組まれ、2022 年度には寄附件数 5,238 件、寄附額約 1.2 億円と過去最高を記録しました。しかしながら、2023 年度と 2024 年度には寄附額が約 6,000 万円と 2 年連続で減少傾向にあり、件数も半減しています。この背景には、全国的な返礼品競争の激化や、寄附者の関心の変化、さらには制度の信頼性を揺るがす不正事案の影響など、複合的な要因があると考えられます。

加えて、2025 年 10 月以降、総務省による制度の厳格化が段階的に実施されることが決定しており、自治体にとってはこれまで以上に制度の趣旨に沿った運用と、持続可能な仕組みづくりが求められています。具体的には、仲介サイトによるポイント付与の禁止、地場産品基準の厳格化、仲介業者への支出の透明化義務などが盛り込まれており、これまでの返礼品戦略や業務体制の見直しが必要であると考えます。

このような状況を踏まえ、本市がふるさと納税制度を今後も有効に活用していくためには、単なる返礼品競争に依存するのではなく、地域の魅力や価値を再定義し、寄附者との関係性を深める「共感型・応援型」のふるさと納税への転換が必要だとおもいます。観光資源を活かした体験型返礼品の開発、地元事業者との連携による地場産品の再構築、寄附者への使途報告や動画配信による透明性の確保など、制度の趣旨を踏まえた多角的な取組みが求められます。

また、ふるさと納税は単なる財源確保の手段にとどまらず、地域のブランド価値を高め、市民や事業者、そして全国の寄附者をつなげる「地域共創のプラットフォーム」としての可能性を秘めています。制度改正を“制約”と捉えるのではなく、“地域の魅力を磨き直す機会”と捉え、持続可能な地域経営の一環としてふるさと納税を再構築していくことが、求められているのではないのでしょうか。

そこで、2 点質問いたします。

①本市におけるふるさと納税の現状と課題、制度改正への対応方針についてお考えをお聞かせください。

②返礼品の見直しと地場産業との連携、寄附者との関係性構築、そしてふるさと納税を通じた地域ブランディングの可能性について、市の見解と今後の戦略と目標額を伺います。